

東郷町建築物等における木材の利用の促進に関する方針

第1 趣旨

この方針は、東郷町内の建築物等の整備における積極的な木材の利用を促進するため「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、愛知県が定めた「木材利用の促進に関する基本計画」（令和4年4月1日策定）に即して、東郷町の建築物等における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項、町が整備する公共建築物における木材の利用に関する目標のほか、木材の利用の促進に関して必要な事項を定める。

第2 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「公共建築物」とは、町が事業主体となり、整備する建築物をいう。
- (2) 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分（壁、柱、梁、桁等）の全て又は一部に木材を利用することをいう。
- (3) 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替え等をするに当たり、天井、床、壁等の室内に面する部分又は外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- (4) 「地域材」とは、県内の森林から生産された木材及び自治体間交流を行っている長野県木曾郡王滝村内の森林から生産された木材をいう。

第3 目的

東郷町内の建築物等への木材利用の促進を通じ、町民に健康的でぬくもりのある快適な空間を提供するとともに、木材需要の拡大による森林の適正な整備及び保全、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現等に資することを目的とする。

第4 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

(1) 木造・木質化の推進

愛知県、東郷町、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び町民が一体となって、地域材をはじめとする木材の利用が東郷町内全域に広がることを目指し、建築物等において木造・木質化を促進する。

(2) 木材利用の普及啓発

木材の利用について広く町民の関心と理解を深めるため、木材利用の意義やその効果について積極的に町民への普及啓発に努める。

(3) 建築物木材利用促進協定制度の活用

ア 建築物木材利用促進協定制度の周知

建築物における木材利用の取組が進展するよう、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の周知に努める。

イ 建築物木材利用促進協定の締結

建築物木材利用促進協定による木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び、本方針に照らして適当なものであるかを確認のうえ、締結する。

ウ 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等を公表する。

さらに、協定の取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報共有を行うとともに、取組状況を情報発信する。

第5 公共建築物における木材の利用の目標

(1) 木造化の推進

公共建築物については木造化を推進する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ア 建築基準法その他の法令において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められている建築物の場合

イ 建築物の用途から木造がなじまない場合、又は木造にすることが技術的に困難な場合

ウ 建設費の比較、維持管理コスト及び耐用年数の観点から検討し、木造化することで著しく不利益になる場合

(2) 木質化の推進

公共建築物の構造が木造・非木造にかかわらず、多くの者の目に触れる箇所は内装等の木質化を積極的に進める。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

ア 法令の規定等により木材の使用ができない場合

イ 木質化がなじまない、あるいは木質化することが技術的に困難な場合

ウ 経済比較、維持管理コスト及び耐用年数の観点から検討し、木質化することで著しく不利益になる場合

(3) 使用する木材の産地

木造化及び木質化を推進するに当たって使用する木材は、地域材の使用を推進する。

(4) 備品及び消耗品

町が使用する備品及び消耗品については、木材を原材料としたものの導入に努める。

第6 その他木材の利用の促進に必要な事項

(1) コスト面等での留意事項

公共建築物等の整備においては、広く町民の利用に供される公共の場で地域材を利用することの効用を十分に理解し、町民に好印象を与えるような木材の使い方を心がけるとともに、次の事項に留意する。

ア 設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとし、その計画、設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体、廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても十分留意すること。

イ 備品や消耗品の購入については、購入コスト、利用方法、木材の利用の意義及び効果を総合的に判断すること。

(2) 愛知県、関係団体等との連携

町以外の者が整備する建築物においても積極的に木材が利用されるよう、愛知県や林業・木材産業団体及び大学等と連携し、木材の利用の促進を幅広く呼びかける。

附 則

この方針は、平成25年8月8日から適用する。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から適用する。